

## 第31回山口県障害者芸術文化祭

# 作品展に応募してみませんか？

## 作品募集要領

### 1. 作品部門及び作品の規格 ※ 額装含む

| 部門                | 大きさ           | 重さ     |
|-------------------|---------------|--------|
| 絵画（洋画・日本画・俳画）     | 縦＋横＝200cm以内   | 10kg以下 |
| 書道                | 縦＋横＝150cm以内   |        |
| 写真（デジカメ、携帯フォトを含む） | ワイド四つ切以内      |        |
| 手工芸（和洋裁・編み物・貼り絵等） | 縦＋横＋高＝250cm以内 |        |
| 文芸（詩集・随筆集・歌集等）    | 縦＋横＝100cm以内   |        |
| 俳句短歌              | 短冊・色紙         |        |

額装を含む作品大きさが規格外の場合、審査対象外とさせていただきます。

### 2. 応募作品について

- (1) 応募作品は、**未発表のもので1人（団体）1点**とする。  
※合同作品と個人作品を兼ねることは出来ない。  
※部門が異なる場合も1点以上出展することはできない。
- (2) 応募作品は、パネルに展示ができるよう額装（吊り下げ用の紐を含む）提出すること。  
額無しの画用紙、半紙、写真での応募は出来ない。  
※ガラスパネルや重量のある額装は避けること。
- (3) 申込者が分かるように梱包資材に作品応募用紙のコピーの貼り付け、または申込者氏名を記入すること。 **※作品には貼り付け不要です。**

### 3. 応募者資格

山口県内に現住所を有する身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能の障害がある者、またはその障害に準ずる者。

### 4. 作品応募申込書【提出書類②】の記入方法

- (1) 作品応募申込書【提出書類②】に1人（1団体）につき1枚記入すること。  
不足の場合は事務局までご連絡ください。**（厚紙のためコピー不可）**
- (2) 題名カード（作品応募申込書下部）には題名・市町名・氏名（ペンネーム可）を必ず記入し、切り取らずに提出すること。
- (3) 題名は概ね10文字以内とし、追記がある場合は「応募者からのひとこと」欄へ記入すること。

～裏面につづく～

## 5. 応募方法

- (1) 作品応募申込書【提出書類②】(題名カード含む)を記入し、事前に連絡の上、9月25日(木)までに下記取りまとめ事務局へ提出すること。

取りまとめ事務局 : 各市町障害福祉団体事務局  
各市町障害福祉担当課  
各市町社会福祉協議会  
各障害者施設 等

- (2) 文化祭に関する事務連絡は『取りまとめ事務局』宛に行う。  
※表彰式の案内のみ受賞者本人(応募者情報)宛に行う。
- (3) 申込者が分かるように**必ず梱包資材に名前を記入**すること。  
※作品自体に名前の記入は必要ありません。
- (4) 審査の関係上(事前審査)、文芸・俳句短歌については、9月25日(木)までに取りまとめ事務局へ作品を提出すること。

## 6. 応募作品の審査

- (1) 応募作品の審査は、「山口県障害者芸術文化祭」審査委員が行う。  
賞は最優秀賞(山口県知事賞)、優秀賞(山口市長賞、山口県社会福祉協議会長賞、山口市社会福祉協議会長賞)、特別賞(山口県障害者社会参加推進センター所長賞)とする。
- (2) 受賞者への結果及び表彰式案内については審査終了後、本人(申込書：応募者情報宛)及び取りまとめ事務局に連絡し、表彰式(12月6日)において賞状、記念品を贈る。
- (3) 前年度、県知事賞を受賞された方は、『特別出展(巡回展作品)として展示』し、当年度は一般の応募はできない(審査対象外作品)ものとする。  
但し、次回からは、通常通り応募することができる。

## 7. その他

芸術文化祭終了後より最優秀賞作品の巡回展を開催します。詳細は審査終了後、受賞者および取りまとめ事務局へご連絡します。

応募作品は慎重に取り扱いますが、展示が難しい作品、壊れやすい作品については一切の責任を負いかねますので予めご了承ください。

## 8. 事務局(問合せ先)

山口県障害者社会参加推進センター(山口県障害者芸術文化活動支援センター)  
〒753-0072 山口市大手町9-6 山口県社会福祉会館内  
TEL(083)928-5432 FAX(083)928-5436  
メール webmaster@syogai35.com